

いった場合にはわれわれ文教委員会といたしましても重大なる関心を持たざるを得ないのでありまして、この機会

にこういう立場から文部大臣に御所見をお伺いしたいと思うのであります。

大臣は本特別国会の初めの文教委員
会において、同僚委員の質問に対し
ていろいろ答弁をされておるのであ

る。その中にはこの教科書の問題をいろいろ検討したい、十分検討を続けてきたいということを答弁しておられ

すが、その後どのような検討をなさ
たのか、まずこれから伺いを申し
たいのであります。

松村国務大臣　ただいまのお尋ねにしましては、行政監察の方で近く結を得るということでございます。

も、これはあの委員会の範圍内における結論であつて、教科書制度の機

ふうに考えております。そこで教科制度につきましては、先般もこの委
会で申し上げたのでございますが、

はこれを検討して、そして改むべきものは改めなくちやならぬという決意をたしたのでございます。しかしその

容等についてはこれから研究をいた
ますので、ただそのワクをこの間申
述べたようなわけでございます。そ

ウクと申しますのは、大体父兄の点から見まして、いろいろの現行の制度につきまして不便であり、また教科書

値段も高いというような点もありま
し、ことにまたこの教科書について
動が行われるという形が、児童の心

に及ぼす影響は大きいと考えます。
 というような意味から、一つこれを
 検討する必要があると思うのであ

但段も高いというような点もありま
し、ことにまたこの教科書について
動が行われるという形が、児童の心
に及ぼす影響は大きいと考えます。
、というような意味から、一つこれを
検討する必要があると思うのであ

但段も高いというような点もありま
し、ことにまたこの教科書について
動が行われるという形が、児童の心
に及ぼす影響は大きいと考えます。
、というような意味から、一つこれを
検討する必要があると思うのであ

但段も高いというような点もありま
し、ことにまたこの教科書について
動が行われるという形が、児童の心
に及ぼす影響は大きいと考えます。
、というような意味から、一つこれを
検討する必要があると思うのであ

ります。ただそれにつきましては、国定の教科書というような形はとりたくない。検定制度を直して完全を期したい、こういうふうなワケだけは大体さきにも申しました通りでございます。その内容をなすものはこれから検討をいたし、議会にかくべきものは次の通常国会にかけて改定をいたしたい、こういうふうな考えでございます。

○小牧委員　なるほど大臣のおっしゃる通り、ただいま行政監察特別委員会で取り上げられております方向と、私も文教委員会における審議の方向とはおのずから性格を異にいたしておること、は当然であります。しかしながら行政監察特別委員会においていろいろ取り上げられておる問題をお聞きいたしますと、何と申しましてこれはいかゞ意味の教科書制度そのものに触れておる問題であります。従いまして、ああいったような審議の過程におけるいろいろの問題を私も聞かなくてはならぬ、はなはだ遺憾にたえないのであります。こういったような問題がなせいらる起つてくるかというのを私も考へますときに、やはりこれは教科書制度そのものをあらためてお互いに検討して、そうしてそういった問題が起らないように合理的な制度を打ち立てることに努力しなければならぬ、というところに相なつてくるわけでございます。こういった行政監察特別委員会において取り上げられておるいろいろの問題は、今に始まつた問題ではないのであつて、数年前からいろいろいわれておまして、ほとんど常識的な問題となつておるわけでありまして、こういうことを今日までずっと放任いたしておる。手を打たない。これは文部

○小牧委員　なるほど大臣のおっしゃる通り、ただいま行政監察特別委員会で取り上げられておる問題をお聞きいたしますと、何と申しましてこれはいかゞ意味の教科書制度そのものに触れておる問題であります。従いまして、ああいったような審議の過程におけるいろいろの問題を私も聞かなくてはならぬ、はなはだ遺憾にたえないのであります。こういったような問題がなせいらる起つてくるかというのを私も考へますときに、やはりこれは教科書制度そのものをあらためてお互いに検討して、そうしてそういった問題が起らないように合理的な制度を打ち立てることに努力しなければならぬ、というところに相なつてくるわけでございます。こういった行政監察特別委員会において取り上げられておるいろいろの問題は、今に始まつた問題ではないのであつて、数年前からいろいろいわれておまして、ほとんど常識的な問題となつておるわけでありまして、こういうことを今日までずっと放任いたしておる。手を打たない。これは文部

当局におかれまして行政上の措置あるいは規制によつて相当程度防ぎ得る問題である、こういうことを考へますときに、これはあくまでも文部当局の怠慢であると断ぜざるを得ないのであります。何も私は、今ここで教科書制度に関する根本的な制度直ちに確立せよ、またそういった方向への私のはっきりした意見は持つておりません。で、そういうことを強く要求はできませんが、しかしながら現在いろいろ教科書に関する法律は非常にたくさんございまして、また政令もたくさんございまして、こういうものがばらばらに行われておるところにまず第一に大きな欠陥があるのではないかと、こういうことを、私は痛感いたしておる一人でありまして、従いましてこういう点にまず私どもは観点を置いて、これを何らかの方法で統一して参る、統一した法的な形態を作り上げなければならぬ、というところを考へるものであります。これに對する大臣の御所見をお伺い申し上げます。

○松村国務大臣　こういうことはやはり機会が熟さないとなかなか改革なども困難なものでございます。あなたが従来文部当局が怠慢であつたとは私は思つておりませんが、この制度をやつてみまして、今日になってみまうと、やはり改むべきものが多くあると思つてございまして、従いまして御研究の結果御意見がございしますならば、私もそれを取り入れて考慮いたしますことには決してやぶさかではございません。そうして適当な成案を私の方で作りました御審議を願ひたい、こういうふうな考へております。

○小牧委員　怠慢であつたとは思わな

いと申しやいます。しかしながら教育行政上の面において、ただいま行監で取り上げられておる問題が全部が全部果して事実であるかどうかは存じませんが、いろいろの問題を起しておる、というところは、明らかにこれは行政上の責任でなければならぬ。ああいったものを規制する政令とかあるのは法律があるものであります。これを執行するものが行政当局でなければならぬ、こういう点から考へますと、やはり起つたものは結果的にはそういったものに責任があるといふことを私も痛感せざるを得ないのであります。従いまして先ほど申し上げたようなことを申し上げたいのであります。しかしながら現在のいろいろな行われております教科書制度に関する法律あるいは政令について若干大臣の御所見をお伺い申し上げます。現在の基本をなすものは、御承知の通り教科書の発行に関する臨時措置法という法律でございまして、この法に基く検定制について大臣は今いかなる考へを持っておられますか、お伺い申し上げます。

○松村国務大臣　やはり暫定の法規は暫定の法規でありまして、それを今日までこの本筋のものに直す機会がなくて参つたと思つております。従いましてそれをほんとうのものに変えたいと考へております。そうして検定制そのものは、これを動かす考へはいたさないものと持っております。現在の検定制そのものについては、よほど研究を要するものがあると思つております。しかし、どこを改めるところは全く白紙で研究をいたすつもりでおりますから、まだ申し上げておりません。ただどこかで申し上げた言

○松村国務大臣　やはり暫定の法規は暫定の法規でありまして、それを今日までこの本筋のものに直す機会がなくて参つたと思つております。従いましてそれをほんとうのものに変えたいと考へております。そうして検定制そのものは、これを動かす考へはいたさないものと持っております。現在の検定制そのものについては、よほど研究を要するものがあると思つております。しかし、どこを改めるところは全く白紙で研究をいたすつもりでおりますから、まだ申し上げておりません。ただどこかで申し上げた言

りでございます。また申し上げておきません。ただどこかで申し上げた言葉は、検定の委員が秘密であるといふことがいかにどうか、むしろこれを公開して検定に責任を持たした方がよいのじやなからうかといふことをこの委員会からどこかで申し上げたことはございまして、内容にわたることではあります。これは私の意見として申し上げます。

○小牧委員　もとよりこれは非常に大事な問題でございますので、今にわかには無理かと考へておりますが、まず検定制の根本をなす国定か検定かという問題について、本特別国会の初めのころの文教委員会において、たしか松村文部大臣は同僚議員の質問に答えて、現在の教科書制度についてはいろいろ改正すべき点があると思つ、しかしながらこれを改正するに當つては国編あるいは国営にするというふうな傾向は厳にこれを戒めなければならぬ、これ以外にいい方法はないかどう、これを検討してみたいといふことをはつきりと答弁をいたしておられることは速記録にある通りであります。しかしながらこの検定制の検討に當りまして、なるほど今私が申し上げた通り、厳にこれを戒めなければならぬ、といふことを文部大臣は仰せられましたが、検定に當つては、事実上そういう国定化の方向へ持つていかれるような節がちらちら見受けられるような気もするのであります。この機会にもう一度あらためてお伺い申し上げます。こののは、先ほど申し上げました通り、国編あるいは国営にするというふうな傾向は厳にこれを戒めなければならぬ

○松村国務大臣　それは繰り返して申し上げますが、その点についてはかねて申し上げた通り、別にいつか申し上げたことに何ら變つた考へを持つておらないのであります。

○松村国務大臣　それは繰り返して申し上げますが、その点についてはかねて申し上げた通り、別にいつか申し上げたことに何ら變つた考へを持つておらないのであります。

○小牧委員　そうなりますと、おのずから方向は明らかであると思つておるものであります。と申し上げますのは、現在の教科書制度の問題について大別して考へてみますと、まず第一には検定制の問題であります。次には検定の内容、さらに採択、その次には教科書の販売あるいは配給の組織、大別して現在の教科書行政と申しますか、この問題はいろいろの分類できるものではないかといふふうに私は考へておるものであります。従いましてもし大別してそうであるとするならば、こういった項目に従ひまして、現在のばらばらになつておる法律あるいは政令を何らかの形に統一して、その基準を明らかにいたしまして、いろいろ不祥事件の起ることを防止し、あるいはまた現在ほとんど商品化されつつある教科書、これをほんとうに子供のための教科書というところに重点を置いて出版編成のできる方向へ、私も大いに努力して参らなければならぬ、さうして考へるのであります。今申し上げた分類に従つて、近い将来に、先ほど大臣が答弁されたような考へ方の上に立つて、ばらばらの法や政令を統一される考へはないかどうか、お伺い申し上げます。

○松村国務大臣　大体今お話のような点を大ワケとして考慮研究すべきこと

は当然であらうと考えます。いろいろの意見がございしますが、私最も重大な点でありまた困難な点であると思ひますことは、現在のままでありまして、あの展示会をあらんになりまして、やはり資本の豊かな会社はそれだけ印刷の機械も求め、紙質から体裁までもずっとよく見える、そこでそういうようなことや販売の技術等から、日本の教科書が今のような形で出版会社によって格段の差が出てくるといたしましたならば、そのときには、民主主義とはいひながら、その会社の作る教科書が児童の教育を支配する、それが普通の商売でやるだけならまだいいですけれども、多少何かの考えを入れるとしたらばおそれるべきこととございまして、これはよほど考慮すべき重点であらうと考えます。それなら検定を厳重にしてそういうことのないようにすればいいじゃないかといひますけれども、検定の標準というものはその大体的な内容をきめるだけで、その検定の内容を厳重にするとはまたここにいろいろ問題が出てくるというやうなわけでありまして、そこに非常に困難な問題がある。日本の義務教育の学童を教育する教科書がそういう資本の力でだんだん作られていくということを考えますと、こういうところを何とかうまく、教を少くすると同時にそういうことのないやうなことを根本的に考えなくちゃならぬのじゃないかと思ひます。このやうな点が重点でないかと思ひますので、これらのことも単なる思ひつきでございしますから、詳しく調査をし、いろいろの方々の研究をわずらわしめて、最適のものを得たいと考えます。

○小牧委員 重ねてただいまの検定の問題について若干伺ひ申し上げたいのであります。先般の行政監察特別委員会において、この問題について諸方証人に対していろいろ質問があったのであります。諸方証人は一応事務当局としてその限界についての答弁をしておられますので、この機会に大臣にお伺ひ申し上げたいのは、まず教科書問題について最も先決要件となるものは、ただいまも触れになりました検定問題であります。まず検定に合格しなければ、販売も何もどうにもならない。何といつてもこれが先決条件である、従つて私どもはやはりこの検定の問題に大きな関心を持たざるを得ないのであります。現在御承知の通り千、四、五百名の検定調査員がおつて、いろいろな検定をやつて、しかもその名前は匿名になっておる。非公開である。公開か、非公開かこれも行監においていろいろ論ぜられたやうであります。それが、それぞれ欠陥もあり、特徴もあるやうかと考えます。しかしながら私がいろいろ考えますのに、現在の匿名よりも、欠陥はあつてもまだ公開の方がよろしいのではないかと。堂々と氏名を公開した方が、順次欠陥をなくする方向へ進むのではなからうかというところを考へるのではありませんが、これに対する大臣の御見解を承りたいのであります。

○松村國務大臣 その点になりますと内容にわたると思ひますので、先刻も私見は申し上げましたが、内容につきましては一つよく研究をさせていたいただきたいと申し上げるよりほかないと考えます。

○小牧委員 それ以上御答弁できなければ仕方がありませんが、しからば現在公開、非公開ということについて検討しておられますかどうか、お伺ひを申し上げます。

○松村國務大臣 現在も研究しております。事務の方へも命じて研究をいたさせてもおります。これからだんだん進んで、これらの具体的調査に着手し、そうして成案を得ましたらば、まず委員会にかけて決定をいたすつもりであります。

○小牧委員 これに関連してお伺ひを申し上げますのは、今回の行監のいろいろな審議の過程において、こういう検定調査員あるいはそれに関連のある仕事をしておる方々が、初め教科書会社におつた方が教科書会社の方へ就職される、こういった実情が明らかにされたのであります。この実情について大臣はどのようなお考えを持っておられますか。この機会に御所見をお伺ひしたいのであります。

○松村國務大臣 なるほどそういう出入りはございしました。しかしながら、現在は教科書を取扱う責任の位置にはおりませんけれども、世間の疑惑もそういうふうにありますならば、私といひましては、そういう疑惑を解くのに決してやぶさかではないつもりでございます。

○小牧委員 ただいま大臣のお考えを聞いて一応わかつたのであります。いやしくも事教育に関する問題でございしますので、いろいろな問題に関連して疑惑を持たれるやうな点は、責任を持つて疑惑を一掃していただきたいというところを、この機会に強く要望申し上げます。

さらにこの検定に関連して若干方向は違ひますが、この機会にはつきりとお伺ひ申し上げたいのは、いろいろ検定調査員が原稿を調査する場合に、採点をするわけでございますが、委員において、これはもうあと一息というところが足りないというところを指示する、修正させる。これはなるほど善意に解釈すると非常にけっこうなことであらうと考へるのではありません。ところが承るるところによりますと、こういう際に幹事が——何と申しますか、はつきりしたことは存じませんが、関係する。こういうことからはいろいろ修正の方向に指示を与え、強い影響を与えて参る。たとへば具体的に申し上げますならば、その内容を取りかえさせる。こういうことが間々あるやうに聞いておるのであります。はなはだしいものに至りましては、たとえば徳川時代のころに百姓一揆が起つたとか、こういったことを書いてはいけなとか、あるいはまた憲法第九条の解釈に関連いたしまして、いろいろ方向を指示する、指示を与える。この問題については昨日、一昨々日も本会議においていろいろな論議が巻き起された問題でありまして、私どもは重大なる関心を持たざるを得ないのであります。こういう点について明らかに一つの方向に向つて影響のある指示を与えるというところは、教育の本質にかながみまして、断じて許すことのできない問題であると思ひます。その他いろいろ問題に関連するやうないろいろな指示が、そういう修正の際に行われておるといふことを聞くのであります。果して事実であるかどうか

か、私は十分に確かめたわけではございませんので、これをはつきりと申し上げることはできないのでありますけれども、こういうことがよく私どもの考へに入るのであります。こういう点について大臣のお考えをお伺ひ申し上げます。

○松村國務大臣 私は文部省から検定の委員に対してそのような内面指導はいたしておりませんことを申し上げ得ると思ひます。たとえばあの百姓一揆などのことは、ずいぶん教科書に書いてあります。とめない証拠だと思ひます。むしろあり過ぎるほど、何のためにああいうことを書くのかと思ひます。ですから、それから憲法のことなどにつきましては、かえつてその逆が行われていやせぬかとさえ考へられるのでございします。教育基本法には、政治は教へなくちゃならないが、政治の偏向は厳に戒めなくちゃならぬと、こう書いてあります。従つて政治をありのままに教へることは、これは大切でございしますけれども、それが憲法九条がどうだとか何だとかいう偏向の傾向を帯びれば、これは検定官としてとめるのは当りまえでありまして、そういうことについて文部省の幹事がそれを内面指導するというやうなことはないと考へるのでございます。

○小牧委員 要するに先ほど大臣が申された通り、現在の検定制度を考えながら、よりよい方法はないかどうかというところを中心に、今後事務当局に対して検討を命じたい、検討させたいというところを申されましたので、おそれるものやないやうな方向に努力されたいと考へるわけでございますが、しかしながら現在行政監察特別委員会

においていろいろと教科書制度の問題、教科書販売の問題、あるいは採択の問題等について、広範にわたっている。今までの審議が展開されておる。そこで事務当局に検討させたいというふうな答弁をされるのでありますが、私どもはこのような状態をいつまでも続けることは許されなかつたと思うのであつて、一日も早くそういった成案を得て、私どもにこれを明示していただいて、お互いにこれをよりよい合理的なものへ早く持っていく、そうしてほんとうに子供のための教科書、できるだけ安い教科書、そうしてまたいろいろなスキャンダルを起すことのないような制度、こういうものを確立して参らなければならぬ、こういうふうな考へるわけでございます。どうか一つそういう点について大臣、文部当局の善処方を強くこの機会に御要望申し上げます。ついでには文教委員長にお伺いたします。こういった問題について現在行監において取り上げられ、本日もいろいろ審議が進行されるわけでありますが、本来の教科書制度そのものは、われわれ文教委員会が取り上げて根本的にこれを検討し、論じなければならぬ問題であることはもとよりであります。従いましてこの文教委員会の中においても教科書制度に関する小委員会というふうなものを設けて、そうしてこれと取り組んでいくように一つお取りはかりをお願い申し上げます。して質問を終わります。

○佐藤委員長 小牧君に申し上げますが、教科書問題は非常に重要な問題でございます。委員会においてもたびたび問題があつたわけですが、

今の行政監察で行われる教科書問題は、これは本来の教科書をどうするかこうするとかいような問題ではなく、今までの弊害のことを討論していただくべきでございます。実は理事會においても教科書問題の将来は重要な問題でございますから、ぜひ一つこの問題を取り上げて詰って近くやろうと思つておりますが、できるだけ小牧君の御意見に沿うように努力したいと思つております。御了承願ひます。

次に野原委員。

○野原委員 私は二、三の問題についてお尋ねしたい。まず第一の問題は、不正常授業解消促進臨時措置法であります。第二の問題は、同僚小牧君が質問いたしました教科書の問題、第三はその他、これらの点についてお尋ねいたします。

まず最初に不正常授業の解消促進につきては、かねてから国会においてこの立法措置を文部当局に要望しておつたのでございますが、このたびこの立法がなされたということに対して、私はまことに同感の意を禁じ得ないものであります。そこで大臣にお尋ねいたしますが、過日大臣から御説明になりました不正常授業解消促進法の御提案の説明によりますと、このように言われております。それは三ページに「戦災復旧等により解消できるものを除いて、現在約三千教室を整備しなければならぬ」といふように申されておるのでございますが、この三千教室という数は、これは不正常授業を行なつておる学級数という意味であるのか、それとも不正常授業のための不足教室の意味でございませうか、どちらでございませうか。

○松村国務大臣 事務の方からお答えをさせていただきます。

○北岡政府委員 この三千教室と申しますのは、現在行われております不正常授業を解消するために必要な総数でございます。不正常授業をやつております学級の数は、二十九年度の五月一日現在の調査で二部授業が五千九百、廊下、昇降口等の使用が七百四十程度、講堂や屋体の使用が八百くらい、仮校舎の使用が一千教室程度、圧縮学級等が約二万程度ありまして、これをそのまま通算いたしますと三万というふうな数字になるわけでございます。そういう状態で、これは二十九年度の調査であります。そうして三万の不正常の学級であります。これを建築して了解消したといたしますれば、一万一千程度の教室の新築でもつて解消ができる。と申しますのは、二部授業と圧縮授業とが重なつておるものが統計の上では別々に出ておりますから、そういうふうな関係があるわけでございます。

○野原委員 そうなりますと、これは現在不正常授業解消のために整備しなければならぬ教室は一万一千であつて、三千ではない。どういふわけで三千教室という提案説明をなさつたのでございませうか。

○北岡政府委員 一万一千でございしますが、この解消の対象といたしましては、学校の規模が〇・九坪といふのは、暫定基準以上のものは一応除きます。それが二十九年度の初めの調査でございます。それから、二十九年度中に解消されるもの、こういうものが約三千五百でございます。戦災復旧とか転用小学校

とかいう補助金の予算で解消できるものがあるわけでございます。それから同じく二十九年度中に起債や東京都の特別の二部授業解消の工事、こういうふうな事業によつて解消されるものが約三千、一万坪ぐらゐりあります。そういうものを差し引きしますと三十三年度の当初に必要な引き算するものが大体三千、こういう勘定に相なるわけでございます。

○野原委員 私は別に提案説明についてとやかく申し上げるものではないでございます。けれども、いやくも文部大臣が刷り物にしてわれわれに提案説明を渡す場合には、誤解のないところのものを提出していただきたいのであります。これは一つお読みいただければわかるのでございますが、参考のために読んでみたいと思つて、これは「現在行われている小学校の不正常授業を解消するためには、戦災復旧等により解消できるものを除いて、現在約三千教室を整備しなければならぬ」といふ書いてある。そうなりますと、これをそのまま私も受け取る場合に、不正常授業の問題は戦災教室を除いてあと三千教室あれば一切解消できるのではないかと、こういう受け取り方をするわけでございますが、この点はいかがでございますか。これはどうも御説明が明確でございませぬので重ねてお尋ねいたします。

○北岡政府委員 誤解を招くようなことになりまして申しわけございませんが、先ほど申し上げましたような趣旨で三千教室といふものを出しております。さうして御了承願ひます。

○野原委員 そうなりますと、この三千教室を整備しなければならぬといふことと、これは、一万一千教室と直す

べきであると思ふ。なおまたそうでなければ、「戦災復旧により解消できるものを除いて」とございませうから、戦災復旧の校舎が三千五百であるとするならば、一万一千から三千五百を引いた七千六百教室を整備しなければならぬとやはり説明すべきである。この点について大臣はどのようにお考えになりますか。

○松村国務大臣 もう一度事務の方からお答えをいたさせます。

○北岡政府委員 舌足らずの点はございますが、初の方から申し上げました、前のページから小学校の不正常授業を解消するため単独起債を認めるとともに、所要の国庫補助金を計上して小学校校舎の整備に努力をいたして参りまして、現在行われておる小学校の不正常授業を解消するためには、戦災復旧等により解消できるものを除いて、という意味でございまして、たとえば転用小学校等もこの戦災復旧等といふものに含まれておるつもりでございます。なお単独起債等の分は前の方に書きましたので含めておるつもりで書いたのでございませう。

○野原委員 三千教室といふのは単に国庫補助金だけの数である、こういうふうに御主張のようでございませうけれども、私もこれはどう考へてもそれと申しますけれども、これは明らかに間違ひなんです。文章解釈のできる方ならどなたもおわかりいただけると思ふ。現在整備しなければならぬ教室は、国庫の補助金によると単独起債によるを問はず、ことごとくが現在整備しなければならぬ教室といふことになるわけでしょう。そうなり

ますと、三千教室という数字は明らかに間違ひではございませんか。一つ率直に、こういうような間違ひの説明は間違ひでございます、この数字は訂正いたしますと申されたらいかでございませう。

○北岡政府委員 お言葉を返して恐縮であります。先ほども申し上げましたように、二十九年の五月一日の調査で一万一千でございませう。二十九年度中に解消される見込みのものが、単独起債なり、それから東京都の作業なり、それから二十九年度中の補助金なり、そういうもので引きまして約六千五百でございませう。それから先ほど申し上げました一万一千の中から〇・九坪以上の分を除きますと、九千五百でございませう。それで三十年度当初である現在の段階で整備を要するもの三千、こう申しておる次第でございませう。

○野原委員 この点についてはなおどのような数字の根拠によつてどういふ調査をされたかという点が不明でございませう。それから、この点もお私自身も再度調べてお尋ねをいたしたいと思ひます。

そこで大臣にお伺ひいたしますが、不正常授業の解消については、私ども文部当局に対して、年次の計画を立ててこれらの問題は処理すべきである、このように申し上げて参つておるのでございませうが、本年度の予算を見ても三億二千九百万ばかり計上しておるようでございませう。この三億二千九百万という数字は、不正常授業解消のための年次計画に立つた予算でございませうか、それとも年次計画というものは立てられていないでございませう。

すか、その辺はどうなつておりますか。

○松村国務大臣 これにつきましても、大よそ三カ年計画でやろうという考え方でございまして、これはその初年度の計画であります。

○野原委員 三カ年計画といたしますと、不正常授業を完全に解消するためには、要する総額はどれだけと見ておられますか。

○北岡政府委員 昭和三十年度以降の全体の計画で、九万三千坪でございませう。本年度その三分の一の三万二千坪ということになります。

○野原委員 そうなりますと、実は戦災復興局はこれははっきり腕み取ることが出来るわけでありませうが、児童の急激なる増加は昭和三十三年度を頂点としてまた下降のグラフを描くようなことになるのではないかと私も見えておるのです。つまり昭和三十三年度には、全国の教育委員会の統計を総計いたしてみますと、約二百二十万人ばかり児童が増加をする、こういうことになっておるのでございませうが、九億円何がして果して不正常授業が完全に解消できるものかどうか、私どもはその御説明ではちよつと納得できないものがあるのですが、もう一度重ねて詳しく説明していただきたい。

○北岡政府委員 御指摘の通り三十三年度をピークとして児童数が増加いたして参ります。その増加の分は、先ほど申し上げました三千教室というものと一応関係なしに——これは三千教室は二十九年度の五月一日調査の現在における不正常授業のうち三十年度において解消すべきものとした数であります。先ほど三カ年で九万二千坪の建設

計画と申し上げましたのは、この数字は三十年度以降において御指摘のような人口増がありまして、それによつて建築が追つかなければ二部授業の起る可能性があるから、それを推定したものがそこ含まれてくるわけでございませう。それについては五月一日現在で三十年度の不正常授業の数というものを今調べておりました、集計中でございます。それでこれできり上りましたら、三十年度が前年度から引き継いだもの以外にどれだけの不正常授業が増加してくるか。そこでそれ以後の分につきましてはそういうふうな、本年

これから行いますものとにらみ合せて、ある程度の推計をいたすはかなしいかと思ひます。もちろん九万何千坪という計算をいたしております中に、そうやって増加いたします不正常授業等の解消に対しては、この法律による補助金以外に、他の転用小学校なり、戦災復興局なり、あるいは単独起債なりによる解消の分も大体同じような程度に見込んでおるわけでございませう。

○野原委員 その場合に児童、生徒の一人当りの基準坪数というものは〇・七坪、こういう算定の上に立たれておるわけですね。

○北岡政府委員 一応〇・七坪の分にしまして、これに補正をつけて計算はこういふやり方をやっております。

○野原委員 その〇・七の点でございませうが、これは御承知のように危険校舎改築促進臨時措置法、これは十六国会でございませうか、あるいはまた公立学校施設費国庫負担法、これらの施行令によりまして、児童一人当りの適格坪数は〇・九と出されておるわけで

あります。この点については実はこれらの法律を私どもが審議いたします場合に、文部当局との間に相当熾烈な激論をやつて、政令実施の場合には〇・七ではいけない。単に教室と廊下、便所、これらの問題だけが解決できるものであつて、その以外に救済できないではないかというところで〇・九になつておるのでございませうが、不正常授業の解消は〇・七にされておる。明らかに差等をつけていらつしやるのでございませう。一体どういふわけか、御説明をお願いしたい。

○北岡政府委員 ただいまの御指摘の点は、もつとも御指摘であると思ひます。一応考えておきますのは、不正常授業の場合には、全然新たに何にもないところへ建てるといふ形ではなくて、現在とにかく学校として成り立つておるものがあつて、それが教室不足から不正常授業が行われておる。従ひまして法律の厳格な考え方できまして、最低限に不正常授業の解消のために必要なのは、学校自体として成立するため基本的な基礎坪数というよりも、基本的な学校の体形は一応成り立つておる上にその不正常授業を解消すべき必要坪数というふうに考えられるのではないかと、こういうふうな観点から、できればという考えは、もちろんあつたのでございませうが、右のような事情から補正付〇・七坪で一応目的は達し得るのではないかと、かように考えておる次第でございませう。

○野原委員 なるほどそういう説明でも説明できないこともないようではございませうが、実は生徒がふえれば、特別教室、あるいは宿直室、保健室、校長

室というふうなものも考へてやるのが妥当ではないか。すでにそういうものはあるのだから、教室だけ、あるいは便所だけのことを考へたらよいのだというのでなしに、これは御承知のように児童一人が〇・七であつたとすれば、それに児童数をかけて、そうして現在の保有坪数を差し引いた残りが国の補助の対象になる坪数、こういうことになるといたしますならば、これは当然生徒がふえたら一切のものに、とにかく何百分の一か何十分の一かの施設がすべての施設に増加されるべきが妥当ではないかと思ひます。私はただいまの説明でも一応わかるようではございませうけれども、やはり不合理なものがあると思ひます。しかしながらこの点はわれわれ各党相談をいたしまして、なおまた文部当局の見解も重ねてお伺ひすることによつて、私は第五条の児童一人当りの坪数の〇・七といふのを少くとも従来通り〇・九と是正すべきだ、このように考へておるのでございませうが、文部大臣としては一人当りの基準坪数が差別を設けられておる点について再考の余地はございませうか。〇・九という従来通りの坪数にすべきではないかと思ひますのでございませうが、どのように考へてございませうか。

○松村国務大臣 今の御質問に對しましては、予算等の関係もございませうので、きつぱりとこれを改定する余地ありと申し上げるわけには参りませう。よく研究をいたします。

○野原委員 私は他にも質問がございませうので、この不正常授業の問題はまた後日に譲りたいと思ひますが、もう一点必要な関連がありますから、補助

室といふようなものも考へてやるのが妥当ではないか。すでにそういうものはあるのだから、教室だけ、あるいは便所だけのことを考へたらよいのだというのでなしに、これは御承知のように児童一人が〇・七であつたとすれば、それに児童数をかけて、そうして現在の保有坪数を差し引いた残りが国の補助の対象になる坪数、こういうことになるといたしますならば、これは当然生徒がふえたら一切のものに、とにかく何百分の一か何十分の一かの施設がすべての施設に増加されるべきが妥当ではないかと思ひます。私はただいまの説明でも一応わかるようではございませうけれども、やはり不合理なものがあると思ひます。しかしながらこの点はわれわれ各党相談をいたしまして、なおまた文部当局の見解も重ねてお伺ひすることによつて、私は第五条の児童一人当りの坪数の〇・七といふのを少くとも従来通り〇・九と是正すべきだ、このように考へておるのでございませうが、文部大臣としては一人当りの基準坪数が差別を設けられておる点について再考の余地はございませうか。〇・九という従来通りの坪数にすべきではないかと思ひますのでございませうが、どのように考へてございませうか。

○松村国務大臣 今の御質問に對しましては、予算等の関係もございませうので、きつぱりとこれを改定する余地ありと申し上げるわけには参りませう。よく研究をいたします。

助をすへき根拠とに、多少ニュアンスの差があるのではないかとこのところから考えまして、もちろんその不正常授業が生じたについては、危険校舎の場合なんかと同じように、戦時中において資材統制であるとか、あるいは戦後の物資関係であるとか、そういうようなものがあるわけでございます。そういうような点から考えて、こ

す。

○野原委員 どうもその辺がこの条文の解釈において混乱を来すのです。

私は校舎が不足するために正常でない授業が不正常授業だと考えますならば、戦災のために校舎が焼けてないというの、これは明らかに校舎不足じゃないか。だからわれわれは不正常授業という場合には、戦災復旧の場合

であれば、その方法によって解消して差しつかえないのではないか、この法律が不正常授業——ただいま申し上げました戦災復旧なり災害復旧なり、その解消しかねる事態に対してさらにそれを促進するため別に、その解消の方法として従来予算措置で不正常授業解消のための補助

○猶田政府委員　ただいまのお話の点でございしますが、去る六月二十六日付をもちまして大阪学芸大学の池田分校王事の更迭の人事発令があったわけであります。その内容といたしましては、従来の山本という分校主事がやめまして、そのかわりに駒田という分校主事を任命せられたわけであります。これにつきましては、それより以前から山

等々の分校側の意見を尊重しなければならぬと思うのでございますが、私池田分校における学生大会の決議を聞いてみますと、全く分校側の意見というものが無視されている、こういうようなことでございますが、その辺はどのようなことになっておりますか。

んのでお答えを申し上げますが、実はこの申請につきましては、ほとんど考慮をいたしたのであります。従来のいささつも大学局の方ではわかつておりまして、これを認可するかどうかというところについては、ほとんど慎重に考えました。しかし大学の自治の上からいっても、これを全然とめておくというわけにも参りませんので、大丈夫かという念を学長に押し、責任を持ってこれとて大丈夫やっていますからというところでありましたので、だいた手数を重ねてようやく先般承認をいたしました。これは当局としましてはできるだけ注意はいたしたつもりでありますけれども、自治を尊重するといふ意味からいって、これ以上はできません。で、学長に念を押し許したようなわけでございます。しかるにこのような事態が起きたのは非常に遺憾に思ひます。できるだけ善後の措置をよくやるように学長等へも話すつもりでありますから、さよう御了承をお願いいたします。

○竹尾委員 関連して。この問題につきましては大臣を初め御当局よく御承知だと思ふんです。そこでこの駒田主事の問題はいずれ解決いたしましう。しかしそのあとに尾を引くものが問題なのである、これは大臣もうお耳に入っていると思ひますが、例の池田分校の四年コースへの引き上げの問題であります。これは池田分校だけでなく、九州の福岡にもありますし、それから北海道に四校ばかりあります。私の一番心配しているのは宮城県であります。宮城県には学芸大学がないのであります。東北大学に吸収されてしまひまして、ほとんど教員の供給源を

断たれておる、こういう現状なんです。大臣は大学を設置されるということとは非常に御反対のようでございますが、学芸大学だけは何かもう少しふやすか、四年コースを増すか、こういうことをしないとこれは収拾ができないと思ひますが、その点の御見解と、それから、近く大阪にいらっしゃるというふうなことも仄聞しておりますが、ぜひあちらにいらっしゃいますら、その意味で池田分校の問題を解決していただきたいと思ふので、これが解決できないというところ、駒田主事の問題もなかなか、あの事態が一応解決してもなかなか根本的な解決というわけにはいかないと思ひますので、お願いやらお尋ねやらをいたしまして、これで私は打ち切ります。

○松村国務大臣 今そういう御事情も承わります。ただ今日文教多端の折でありまして、にわか全国的の折であることを一時に解決するということは非常に困難な事情がございまして、今日までこのままにいたしておりますが、よく研究をいたします。

○佐藤委員長 野原君の質問に対して稲田大学学術局長。

○稲田政府委員 御質問に對しましてはただいま大臣が結論を申し述べられましたので、私さらにつけ加えることはないように考えます。

○野原委員 私の質問したのは、分校主事をきめるという場合には分校側の意見を尊重しなければならぬ、この点について一体どう考へておられるかというのを質問したのであります。これは池田の学生大会の決議を見ますと、主事選考の規定を改正してもらいたい、こういうことで大阪学芸大学の北川学

長は大会の決議に沿うようにいたしますという答弁をしたような新聞報道も読んだのであります。この点について、一体大阪の場合はどうなっておるか、それから大学学術局長としてはどういふ所見を持っておられるか、お尋ねをいたします。

○稲田政府委員 お尋ねの分校主事選考の内規であります。大阪学芸大学の場合におきましては分校主事は学長が選考するということになっております。そうしてその選考については教授会に諮るといふ規定があるわけでありまして、ただいま御指摘になりましたように当該分校の意向を聞くという点には当該分校の意見を聞くというふうにするか、あるいはその分校の教官のうちから選ぶとするか、何らかこれに對する改正に求めておるものと考へられるのでございまして、私としては今具體的にその要望の点をきかんでいないのであります。この分校主事選考内規としては、この程度でもあながち不当ではないと思ふのでありますけれども、實際問題といたしまして分校の主事でございますから、その人が任命せられて、分校の運営に支障のないというのを十分予見して選考するの、教授会としてもそのところであり、学長としても当然配慮すべき問題だと考へております。まあ運用のよろしきを得れば現在の分校主事選考内規でも、私としては別段支障はないように考へております。

○野原委員 これで終わりますが、私も昨年の二十一年国会でございまして、か、その際にも申し上げたように、特に大阪学芸大学の問題、池田分校独立の問題は大阪学芸大学の本校においてすら全く同調いたしておりますし、何らの問題もないから、池田分校の四年制昇格を要求して参ったのであります。これはこの国会に出された国立学校設置法の一部を改正する法律案の場合にも大学学術局長に要望してきただけで、どういふものか大学学術局長は努力をすることをかつて私どもに非公式ではございしましたが、お約束いたしておりながら、設置法の一部改正になりましてとがんとしてこれを受け付けられない。そういうことのために私はあえて申し上げませんけれども、私が本委員会に満場一致要望しておつたことがあの際実現されておつたならば、今回のような学芸大学騒動というもののは起らなかった、この点について局長としては一体どういふ御所見を持っておられますか。あなたは学校の歴史、伝統及びその都道府県におけるところの事情等に問題がなければ、昇格すべきではないかという私どもの要望を、今日もお御否定なさるお考えでございますか。大臣の所見は何ておられますか。どうも頑強な方は稲田局長であるやに漏れ聞いておりますので、一つ明確なる御答弁がいただきたいのであります。

○稲田政府委員 この点につきましては前回もお答え申し上げましたと思ふのでありますけれども、もちろん旧文部委員会が御決定になりました御決議の趣旨は、その際当局からお答え申し上げましたように、私もいたしましては尊重して研究して参りたい、この点につきましてはいささかも変りないわけでございます。ただその後いろ

いろな観点から研究いたしましたところ、やはり御決議に関連して現われて参りました具體的な問題が、ただいま竹尾委員からもお話がありましたように、北は北海道から、南は九州までかなり多くの案件が関連して出てきて参っておりますわけでありまして、われわれ事務局といたしましてはやはりその全貌を見通しまして、財政計画、設置計画を立てなければなりません。ところがこれを検討いたしましたところ、設備費、施設費あるいは計上費あるいは人員の増等相当巨額に達したわけでありまして、その点は今年の非常に引き締めました予算に計上しがたく考えましたし、またただいまのお言葉では解決し得るところからという御意見があつたのでありますけれども、当時私も考へましたのは、やはりあの決議の現われました状態等から見まして、一連の關係はそれ自体として考へなければならぬと考へたわけでありまして、そのうちには地元の対立、意見の相違等でお見通しのつかない部分もございまして、またこれは学校の人事配置等の問題がございまして、十分關係学校の当局と腹をあわせてやらなければならぬ、そういう点につきましてもなおまだ解決がつかぬ問題等がございまして、御審議願ひました三十三年度予算にもあるいは国立学校設置法にも計上し得なかつたのであります。この辺につきましては一つ御了承いただきたいと存じております。

○野原委員 最後にしようと思ひましたが、大事な点が御答弁から抜けておりますのでもう一度伺ひます。解決し得る府県の解決し得る部分においては早急に文部当局として大臣の御答

升があつたように再検討するというところでございますが、当委員会に提案する用意があるかどうか。これはまた一年も二年もはたらかしにされては私も決議を上げた委員としてもはなはだ權威に関する問題でありますから伺ひたいと思いますが、あなたの方では早速に解決できる面については御提案の意思があるかどうか、この点を一つ明確にお聞かせいただきたい。

○稲田政府委員 私どもの了解いたしまするあるいはまた考えますところは、あの御決議の御趣旨は、全国の同じような問題を同様に取り上げて解決しろという御趣旨のように承わつておりませんで、やはり全体の見通しを立てまして、個々部分的の問題を解決いたしますのがわれわれとしてなすべきことだと考えておるわけでございます。

○坂田委員 今大学学術局長のお話を聞いて、大学学術局長のお話はよくわかるのですけれども、先ほど竹尾君からお話申しましたように、今度の紛争の根本的な問題は、やはりこの四年コースにするところにあるのではないかと私は思うのですが、それを局長が全体の見通しがつかなければやれないのだというような考え方を棄けない限り、こういう問題は解決しないだらうと私は思うのです。だからやはり福岡であるとか、あるいは名古屋の問題であるとか、北海道とか、あるいは宮城県の問題であるとか、それぞれ個々の問題もありませんし、またそれに共通した問題も全体としてあると思うのです。しかしやはり一つのところにおいてこれをやるならば事態が解決するところから解決をしていくと

いうことが、大学問題をこういう紛争に巻き込ませない重要な点であると私は思います。そういうような点について、やはり文部省なりあるいは大学局長が一步踏み込まれるということが大切である。それをただ形の上において形式的に答弁されておつたのでは、いつまでもたつてもこういう紛争があちこちに起きてくるのではないかと私は思うのでございます。どうでございますか局長、この際この問題をきつかけにいたしまして、今問題になっておる数カ所の中で、もし一つでも取り上げてやるというような考えがあるかどうかという点を一点、お話を聞かせいただきたいと思ひます。

○稲田政府委員 ただいまの坂田委員のお話、また先ほどの野原委員のお話、傾聴いたすわけでありませんが、もちろんただいま大臣がお答えになりましたように、御決議全般の問題についてはこの上とも検討いたしたいと大臣も言つておられますから、その検討のうちにおきまして、ただいまお話の問題等も十分研究いたしたいと考えます。

○佐藤委員長 永山忠則君。

○永山委員 博物館法の一部を改正する法律案に關して質問をいたしたいと存じます。

○寺中政府委員 このたびの博物館法の改正の要旨は、お話がありましたように学芸員の資格につきましては、従来講習によりまして資格を与えておりましたのをやめまして、認定制度にする

わけでありましたが、それによつて学力が低下しないという実はある程度の自信を持ちましてこの改正をいたしたいと考えておる次第であります。それは、昭和二十六年に博物館法ができました当時、学芸員の暫定資格者が四百七十四名ございまして、その後三年間の講習によりまして二百八十二名が講習を終えました。あと残つております者は暫定資格者百九十二名、大体三分の二の程度でございまして、この二百八十二名の講習終了者はそれぞれの博物館に歸りまして、そして實際経験を積んで博物館の事業の上で非常に成果をあげております。それがいろいろの意味で他の博物館職員にもいい影響を与えてきておりますし、また地域において博物館のいわゆる研究集会を持つて、相互に勉強をいたすというやうなことが盛んでございまして、實際的に相當他の職員にいい影響をもたらししております。また講習によりまして相當に講習録であるとかあるいはテキスト・ブックというやうなもの普及をいたしておりますから、それらのものの便宜によりまして、勉強をしようと思へば十分それだけの機会が与えられるというやうな事情にございまして、認定制度にいたします場合には、もちろん試験検定をいたすわけでありまして、厳重な試験によりまして資格を与えるわけでありまして、勉強の機会が与えられており、また試験を受けた上で認定をとるということになりますれば、学力の低下を来たすというやうなことは万ないものという確信を持っております。

○永山委員 大體講習制度から認定制度へ改めるようになった原因は何ですか。大蔵省の予算処置がうまくいかなかったからというやうな考え方ではございませんか、その他の根本理由がござい

せんか。

○寺中政府委員 ただいま申しましたように暫定資格者の大部分というものがすでに講習を終えたのであります。が、その他の者は大體いろいろ交通的にも不便な場所にある博物館の職員でありますとか、あるいは博物館の職員も日々非常に忙しい仕事に専念をいたしておりますので、講習のために一カ月なり三カ月なり抜けますと実務上博物館の事業が停止をしようというやうな事情で、この講習に出るということが非常に困難な者もあるわけでありまして、そういう意味で暫定資格者の大部分、すなわち余裕を持つて東京へ来て、あるいはその他のブロック都市へ行つて講習を受けられる者はほとんど受けておる。いろいろ諸般の事情によりまして講習を受ける機会に恵まれない、あるいは受けようと思つても受けられないやうな者だけが一部残つておる關係になつておりますが、それらの者につきましてただいま申し上げましたやうな勉強の便宜を持つておるのでありますから、あとは試験制度でもって認定をしても間違ひがないといふつもりであります。

○永山委員 講習制度的なものではな

くても、試験を受ける前にその試験を容易ならしめるために、任意的にも日数を非常に狭めて講習はやるというお考えがございませうか。いわゆる制度的でなくして、任意的に本人の希望に応じてやつてやる、しかも日数は非常に狭めて試験を受けるための教養手段としてやるというやうな考えはありま

せんか。

○寺中政府委員 ただいまの御質問のやうなことを実は考えておるのであります。いゝわゆる資格付与講習ということではなくして、つまり実務講習というやうな意味でもって、本年度の予算の中にも金額は十萬七千円ぐらゐのものであります。年に一、二回ぐらゐの実務講習をやります。それによつて実力を高めるための機会が与えられるやうにいたしたいと考えております。

○永山委員 これと関連しまして資格を得ました者のやはり養成といひますか、修養といひますか、こういう人々に対して毎年中央において研修会なりあるいは講習会なり、短かい日数でもいいのですが、おやりになるというやうなお考えはございせんか。

○寺中政府委員 ただいま申し上げました実務研修のほかに全国の博物館大

会というものをやっておりますが、これにはおまな博物館の館長あるいは学芸員が参加をいたしまして、博物館に關する諸般の問題を研究いたします。その他博物館関係者が個々にブロック等で寄り合つて研究集会を持つというやうなことも相當に行われておるやうでございます。

○寺中政府委員 この改正法で日本赤十字社を削りまして「政令で定めるその他の法人」といたしましたのは、この博物館法制定当時は、日本赤十字社という特殊法人だけが実上博物館を運営しておりまして、特殊法人としてそれだけであったのでありますが、今日は実際問題としていたしまして、日本放送協会等が放送博物館を設立するという計画も具体的に進んでおるようございまして、特に赤十字社というものをだけあげておくということが不適当なような事情になってきております。その他、たとえば日本国有鉄道であるとか、あるいは日本専売公社であるとか、あるいは日本電信電話公社であるとか、あるいは日本赤十字社と

その次に、博物館に対して国はいかなる助成をいたしておるかという点を一応お尋ねしたい。

○寺中政府委員 博物館に対しては、現在の文部省としての援助施策は、必ずしも非常に厚いとは言えないのでございますが、大体施設に対する補助と設備の補助とがあるものであります。設備に対する補助と申しますのは、つまり博物館に陳列する博物館資料、あるいはその資料を使うためのいろいろの器具、器具というようなものに対しては、博物館法による規定の資格を持った博物館に対してある程度の補助をいたしておりますが、その金額は大体百八十二万円ばかりでございます。補助しておりますが、一館当りの金額は非常に僅少でありますけれども、これによりまして博物館の設備を充実し、ますます機能を充実さしていくということに多少は役立っているというふうに考えております。施設の補助は、公民館、図書館、博物館を通じて現在八百五十万円ばかりの非常に僅少な金額であります。これらの中から、博物館設立の具体的な計画で、当局において適当だと思われるものに對してそれぞれ適当な補助を出すというようにいたしております。

○寺中政府委員 この施設補助の關係が、公民館なりあるいは図書館等を合せて八百五十万円というように承わったのでございますが、このうちで大体どのくらい博物館の方へお返しになるというお考えでございませうか。

○寺中政府委員 これはその年によって違つてきておりますが、大体各府県において公民館、図書館、博物館のうち

ちいづれが一館ということでは府県から申請させまして、最も適切なものに補助するということにいたしております。昭和二十九年度はたしか博物館は一館だけで二十万円だったと思ひますが、三十年度の計画としましては、百二十万円くらいをこの博物館の施設補助に考えております。

○寺中政府委員 社会教育全般の問題に關しましては、大臣がお見えになりました際に質疑をいたしたいと存じておりますが、局長にお尋ねいたしておきたいことは、社会教育の予算が非常に増加してゐるのをごさいますか、局長としましては、こういった程度の予算で大体いいというふうなお考えでございませうか。それとも将来に対してはどういうお考えを、博物館を中心にしてでもよろしうございませうか、お持ちになつておりますか。

○寺中政府委員 社会教育のやり方は、社会教育法にありますように、大體民間の事業として発達させるということを建前にいたしまして、必要な助成をするというふうなことになるのであります。施設を社会教育のために整備するといふわけにはいかない、従つて予算的關係も他の面と比べて非

常に僅少であります。しかしながら、現在の社会情勢にかんがみまして、社会教育の重要性といふものは非常に重くなつてきておりますので、松村大臣初め私どもも一生懸命その方面には力を入れまして、昭和三十年年度の予算におきましては、昨年度の予算に比べてちょうど倍くらいの金額になつてきておるのであります。すなわちそ

の中で、新生活運動並びに青少年団体の活動の促進といふような意味の経費を一億二千万円新たに増額をいたしました關係で、相当に昨年度に比べて金額上の躍進を示してきておるのでございますが、これらの経費を十分活用いたしまして、真に今日の時勢に則して最も効果の上の方法でこれを適切に施策の上に移したいと考えておる次第でございます。ただいまの御質問は、今日のこの予算措置でいいと思つておるかといふようなお話のようでございまして、決して現在の段階で満足はいたしておるわけではございません。青年学級の助成あるいは図書館、博物館、公民館等社会教育施設の助成、その他学校開放の事業、あるいは通信教育の事業、一般的に社会教育におきまして力を入れるべき点が非常に広いのであります。今後ますます努力を重ねまして、社会教育の成果が上りますように一段の努力をいたしたいと考えております。

○寺中政府委員 大体社会教育は最も重要な地位にあって、ますます必要性を感じてきておるのでございます。新生活運動と社会教育の關係あるいは青少年、婦人等の社会教育問題、教育委員会と地方行政との競合問題等、種々御質問いたしたいことがあるのでござい

ますが、その点は大臣が見えたときに質問をさしていただくことにいたしまして、博物館法に直接關する点だけで質問を終りたいと思ひます。

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

たわけではありませんが、地方の学校等が東京に参りますときには、科学博物館等は必ず見学をして、そして学校教育の補助といふような意味でも非常にいい教育の機会をこれによって与えられておるうちに考えております。現在科学博物館はそういう意味で社会教育と学校教育との両面で相当の成果を上げておるうちに考えております。

○寺中政府委員 そこでこの見学をやる場合における見学料といふものは、入場料といふようなものの關係はどういうふうになつておるのか、一般よりはど

○寺中政府委員 科学博物館の入場料の問題でございませうが、現在おとなは三十円、子供十五円でありますが、団体の場合は、中学校以下が十円、高等学校以上が十五円という割合で非常に割引をいたして広く公開するというようにしております。

○寺中政府委員 やはりこれは見学を指導するといふ点におきまして、できれば無料であることを希望するわけでございますが、こういう方面を無料にすれば大体どのくらい予算が要るわけ

○寺中政府委員 やはりこれは見学を指導するといふ点におきまして、できれば無料であることを希望するわけでございますが、こういう方面を無料にすれば大体どのくらい予算が要るわけ

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

○寺中政府委員 現在博物館の入場料は、法によりまして原則として取らないというのを建前にいたしておるのであります。実際上館の管理費といふような意味で大体全体の五五%の館が入場料を取つておるという形になつております。それでその關係の年の経費であります。公立博物館六十

九館のうち二十七館が入場料を取っておりまして、その入場料総額が二億九千九百万円、約三億円になっております。その他国立の博物館の入場料を合せますと三億二千六百万円くらいでございますが、もし無料にするというところであれば、現在の経営で大体それくらい金を助成すればこれができるといふことになるわけでございます。ただいまお話のように、現在の入場料額をさらに引き下げてさらに入りやすいことにするということについても、将来考えて参りたいとは思いますが、現在の団体割引入場料が必ずしも高いといふふうにも考えられませんが、また全然無料にいたしました場合には、かえって館の整理上おもしろくない現象が起るのじゃないかというような考え方もございますので、そういう点をにらみ合せまして十分将来研究いたしたいと考えております。

○佐藤委員長 本日はこれにて散会し、次会は公報をもってお知らせいたします。

午後零時二十七分散会

昭和三十年七月十二日印刷

昭和三十年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局